

【特別徴収事務取扱要領】

1. 特別徴収によって村県民税を徴収される人

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日現在、山江村に住所があり、平成 30 年中に給与の支払を受け、引き続き平成 29 年 4 月 1 日現在で給与の支払を受けている人
- (2) 平成 31 年 1 月 1 日現在、山江村に住所があり、平成 31 年 1 月 1 日以後に退職手当等の支払を受ける人

2. 村県民税が課税されない人

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日現在、生活保護の規定により生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除きます。）が 125 万円以下であった人
- (3) 前年中の所得の金額が、280,000 円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である人・・・均等割非課税
- (4) 前年中の所得の金額が、350,000 円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 320,000 円を加算した金額）以下である人・・・所得割非課税

3. 月割額の徴収方法

「令和元年度村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」に各納税者の月割額『6 月分の月割額及び 7 月以降翌年 5 月までの月割額』を算出していますので、各月の月割額を 6 月から翌年 5 月まで、毎月各納税者に支払われる給与から徴収して納入下さい。

4. 中途退職者の特別徴収残額の取扱について

- (1) 6 月 1 日～12 月 31 日までの間に退職される場合で、本人から一括徴収（残りの税額を全額差引くこと。）の申出があった場合は、その人に支払われる最後の給与又は退職手当等から全額差引いて下さい。
- (2) 1 月 1 日～4 月 30 日までの間に退職される方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず徴収残税額を、その人に支払われる最後の給与又は退職手当等から全額差引いて下さい。（ただし、給与又は退職手当等が支払われない場合又は残税額がそれらの額をこえる場合は、徴収の必要はありません。）

5. 月割額の納入およびその納入期限

- (1) 各納税者から徴収された月割額について

別紙「納付書」によって指定された金融機関、または役場会計室に、必ず納付月を確認のうえ、徴収すべき月の翌月 10 日までに納入して下さい。ただし、翌月 10 日が土曜日の場合は翌々日、祝日又は休日のときはその翌日までです。

なお、納付書には必ず特別徴収義務者の名称、所在地等の所要事項を記入して下さい。もし、記入漏れがあった場合は、納めていただいた納付書が整理できず未納として取扱われるなど、様々な支障をきたすこととなりますので充分ご注意ください。

(2) 均等割額のみ
の納税者の特別徴収について

6月分において、1回で徴収することにしております。

(3) 納期の特例について

給与の支払を受ける者が、常時10人未満の事業所は申請によって、村長の承認を得た場合に、徴収した税額を年2回の納期（12月10日と翌年の6月10日）に納入することが出来ます。

但し、税額は各月ごとに納税者から徴収して下さい。

6. 納付場所

◎ 肥後銀行・熊本銀行・球磨地域農業協同組合・南日本銀行・九州労働金庫・九州内のゆうちょ銀行（沖縄を除く）又は山江村役場会計室にて払込みください。

（なお、九州外の事業所様でゆうちょ銀行にて払込みされる際は、指定通知書が必要となる場合がありますのでご注意ください）

7. 納期限までに納入しなかった場合

(1) 督促手数料 村税条例第21条に定める手数料100円を徴収します。

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付する日までの期間については地方税法の定める率により計算された金額を徴収します。

延滞金の計算：計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、算出した延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8. 異動届出書について

「異動届出書」は、できるだけ早く所要事項を記入して提出して下さい。

転勤、退職後の就職の場合には、新しい給与支払者を「特別徴収義務者」として指定し、残りの村県民税を特別徴収することができますので、異動届記入の際にご留意下さい。

この届書が提出されなかったり、遅れたりしますと、特別徴収義務者において納入された税額と、本村において納入していただくことになっている税額とに食い違いがおり、納税者に対しまして大変ご迷惑をかけることとなりますので、できるだけ早くご提出下さいますようお願いいたします。

9. 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出等

納税義務者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収することになっておりますが、納税義務者が5月30日までに給与所得以外の所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合には、普通徴収の方法によることができますので、その旨申し出て下さい。

10. 特別徴収税額通知書に記載された事項についての不服申立て

納税者は、この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議の申立てをすることができます。